

大網白里市電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電話 d e 詐欺による被害防止を図り、市民の財産を守るため、電話 d e 詐欺対策機器を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例(昭和30年条例第4号。以下「条例」という。)及び補助金等に関する規則(昭和51年規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 電話 d e 詐欺 還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺をいう。
- (2) 電話 d e 詐欺対策機器 自動通話録音機能(相手方に警告音声を発する機能を有するものに限る。)又は自動着信拒否機能付きの固定電話機又は機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において、年齢満65歳以上の者又はその者の属する世帯の世帯員であること。
- (3) 世帯全員が本市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (4) 世帯全員がこの要綱に基づく補助金の交付を受けた実績を有する者でないこと。
- (5) 世帯全員が大網白里市暴力団排除条例(平成24年条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、申請日

の属する年度に支払われた経費であって、電話 d e 詐欺対策機器（以下「補助対象機器」という。）の購入費及び設置費（配送料等購入に伴う費用を除く。）とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、当該補助対象経費が 10,000 円を超える場合には、10,000 円とする。

（交付の申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に大網白里市電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）購入した補助対象機器のメーカー、品名、品番及び購入日が確認できる領収書等の写し
- （2）購入した補助対象機器の性能が確認できるカタログ、説明書等
- （3）世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないもの。）
- （4）世帯全員の市税に滞納がないことを証する書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類により証明すべき事項について、申請者（その世帯員を含む。）の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、大網白里市電話 d e 詐欺対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等の特例）

第 8 条 第 6 条の規定による補助金の交付の申請をもって、条例第 14 条に規定する実績報告があったものとみなす。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知をもって、条例第 15 条に規定

する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

(交付の請求)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又はその通知を受けた日の属する年度の3月14日のいずれか早い日までに、大網白里市電話d e詐欺対策機器購入費補助金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(処分の制限)

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者(以下「」という。)は、当該補助金を充当した補助対象機器について、市長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の財産処分制限期間は、6年とする。ただし、特別な事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第13条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に大網白里市告示で定める様式の規定により調整した用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。